

千曲市市民交流センター

(令和 8 年～令和 10 年度)

指定管理者募集要項

目 次

1. 募集の概要	1
2. 施設の設置目的及び管理運営方針	2
3. 施設内容、指定管理者の業務内容	2
4. 管理経費	3
5. センターの利用料金について	3
6. 申請者の資格及び条件	4
7. 指定管理者の申請に関する事項	5
8. 指定管理者の選定に関する事項	7
9. 選定の基準等	8
10. その他	9



市民生活課

千曲市市民交流センター指定管理者募集要項

千曲市市民交流センター(以下「センター」という。)の管理運営について、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び千曲市市民交流センター条例第3条の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

なお、応募にあたっては、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的等を踏まえ、本募集要項・仕様書及び千曲市指定管理者制度導入に関わるガイドライン等を十分ご確認くださいませようお願いします。

1 募集の概要

(1) 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

(2) 施設の概要

- ①名 称 千曲市市民交流センター
- ②所 在 地 千曲市大字屋代 128 番地1
- ③開 設 年 月 令和3年4月 (建築年月 平成6年3月)
- ④建物の構造 建築構造 鉄骨造り、地上2階
敷地面積 2, 185.00 m²、延床面積 1, 203.77 m²

(3) 施設の現行の開館時間等

- ①開 館 時 間 午前9時00分から午後9時00分まで
- ②休 館 日 毎週月曜日(月曜日が休日の場合はその翌日)
12月29日から翌年の1月3日まで



2 施設の設置目的及び管理運営方針

(1) 設置目的

市民一人ひとりの個性とアイデアが活かされる「市民力」と、地域の特性が活かされる「地域力」が結びつき、そして千曲市の将来を担う「人づくり」の場として千曲市市民交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(2) 運営方針

施設の設置目的を踏まえて、センターの目指すコンセプトを『みんなが「集い」、「つながり」、そして「育つ」場』として、幅広く事業展開を行うこと。

また、千曲市の協働のまちづくりの拠点となることを念頭に、指定管理者の創意工夫に基づいた 管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、市民に親しまれ有効に活用できる施設となるよう努めること。

(3) 管理運営方針

①複合施設としての効果を最大限発揮する運営

複数の機能を有機的に連携・融合しながら、複合施設のメリットを最大限発揮し、より集客力の高い施設としての賑わいを創出できるよう努力すること。

②効率的・効果的な運営

持続可能な施設として、市民に永く愛され、いつもまでも利用していただけるように効率的で効果的な管理運営を行うこと。

(4) 維持管理方針

施設については、施設状況を的確に把握し、改修等の時期を検討しながら、適正な維持管理を行うこと。また設備についても、その機能と特性を十分に把握したうえで必要に応じた保守点検を行うことと。

3 施設内容、指定管理者が行う業務内容

別紙「千曲市市民交流センター 指定管理者仕様書」のとおり

4 管理経費

指定管理業務に係る経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度毎に予算の範囲内で支払います。ただし、概ね 16,000 千円(消費税込み)以内の額とします。

- (1) 指定管理料の額は、予算の議決をもって確定とする。
- (2) 特別な事情がない限り、協定書に基づく指定管理料以上の費用を要することになった場合でも、市は費用の補填又は指定管理料の変更は行わない。
- (3) センター条例の改正、設備等の増設等特別な事情があるときは、市と指定管理者が協議の上、協定書を改定する。
- (4) 指定管理料の経費については以下のとおりとする。
 - ①人件費
 - ②業務管理費(消耗品費、光熱水費、修繕費、広告宣伝費、租税公課)
 - ③通信費
 - ④委託費(機械設備等保守点検委託料等)
 - ⑤事業費(自主事業を除く)
- (5) 指定管理業務に係る収入については以下のとおりとする。
 - ①利用料に伴う収入
 - ②事業の実施に伴う収入(自主事業を除く)
 - ③市からの指定管理料
- (6) 会計年度(4月1日から翌年3月31日)を基準として、四半期毎に支払います。
- (7) 指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理すること。

5 センターの利用料金について

- (1) センターの利用料金は、指定管理者の収入として取り扱います。また、指定管理者となった団体等は、千曲市と利用料金額の設定に係る協議を行い、千曲市市民交流センター条例の範囲内で利用料金額を決定します。

なお、施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、事前に協議の上、市の定めた利用料減免基準以外の基準を設定することができることとします。

- (2) 指定管理者が実施する自主事業(講座等)の経費は、指定管理者の収支とします。

講座等が実施できる時間帯についての詳細は、事業計画書(別紙様式)に基づき協定で定め、教室・講座の参加料には、使用する施設の利用料を含みます。

6 申請者の資格及び条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 最近1年間の法人税、消費税、地方消費税及び市県民税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が属していないこと。また、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がないこと。
- (6) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体とする。なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としないが、個人では申請することができません。
- (7) 消費税の適格請求書保存方式(インボイス制度)における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体であること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は利用者が適格請求書を必要としない消費者等に限られることが明確な場合はこの限りではない。

7 指定管理者の申請に関する事項

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類を提出してください。

(1) 申請書類

- ① 指定管理者の**指定申請書 様式第1号**(千曲市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第2条関係)
- ② **事業計画書 様式第2号**(規則第2条関係)
- ③ 管理に関する業務の**収支予算書 様式第3号**(規則第2条関係)
※指定期間各年度の計画書・予算書を提出してください。なお、申請者において様式第2号及び第3号の要件を満たす独自の事業計画及び収支予算書を作成して提出してもかまいません。
- ④ 定款及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類)
- ⑤ 事業報告書、収支計算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録等、事業の経営状態を明らかにする書類(直近1年分)
- ⑥ 過去2年間の類似施設の運営実績を記載した書類(任意様式)
- ⑦ グループ応募(共同事業体)の場合は、構成する団体名、代表となる団体名、構成する団体の責任分担、負担割合等が明確になっている、共同体を示す協定書の写し等
※申請者は、原則として本社等の代表者としてください。
※資料が複数ページに渡る場合は、ページ番号を振ってください。
- ⑧ 法人又は代表者の納税証明書(市税、法人税、消費税及び地方消費税等直近1年分)

(2) 募集要項等の配布等

- ① **配布期間**
令和7年7月30日(水)から8月29日(金)まで
- ② **配布方法**
配布期間中に、市ホームページからダウンロードしてください。

(3) 現地説明

建物内等を見学していただくため、現地説明会を開催します。参加人数は1団体につき2名までとします。

日 時 令和7年8月7日(木) 午後4時10分から1時間程度

場 所 千曲市市民交流センター
申込方法 **8月6日（水）午後3時までに、現地説明会参加申込書**にて、Eメール又はFAXで申し込んでください。
※申し込み先は、9ページ「問い合わせ・提出先」を参照。

（４）募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間 **令和7年8月7日（木）から8月15日（金）まで**
質問等がある場合は、**指定管理者の応募に関する質問書**にて、Eメール又はFAXで提出してください。
受け付けた質問及び回答は、**令和7年8月19日（火）**に市ホームページに掲載します。
※提出先は、9ページ「問い合わせ・提出先」を参照。
※電話、口頭等、上記以外の方法による質問は受け付けません。

（５）申請書の提出先及び提出期間

提出先 千曲市役所 市民生活課 市民協働係（9ページ参照）
提出方法 提出先へ紙ベースで持参 及び データでの提出もお願いします。
提出部数 **正本1部、事業計画書及び収支予算書は副本8部**
提出期間 **令和7年8月22日（金）から8月29日（金）まで**
各日とも午前8時30分から午後5時00分まで
土・日は除く
※データの提出は原則Eメールにてお願いします。
※期間経過後の変更及び追加は認めません。

（６）応募に際しての留意事項

① 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

② 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

③ 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

④ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

⑥ 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、千曲市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

なお、本事業において公表する場合、その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑦ 指定管理者審査に関する情報の公開

指定管理者審査過程における申請団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定された団体の選定理由及び事業企画提案の概要（個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く）については、原則として市は公開の対象とします。

また、提出書類については、千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開請求があった場合は、当該条例に定める非公開情報を除き公開とします。

8 指定管理者の選定に関する事項

（１）指定管理者選定の方式

- ・指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式を採用します。
- ・指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が指定管理者の候補者を決定します。

（２）応募者の審査

- ・書類審査を行うほか、プレゼンテーションを実施し、指定管理者の優先交渉権者を決定します。
- ・プレゼンテーションは令和7年9月中旬を予定。詳細は、後日該当者にお知らせします。

（３）審査結果の通知及び公表

- ・審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、当市ホームページへの掲載により公表します。

（４）協定の締結

- ・千曲市と優先交渉権者は細目について協議を行い、仮協定を締結します。

・指定議案及び予算の議決後、正式に協定を締結します。

9 選定の基準等

(1) 選定基準

千曲市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定によります。

- ① 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査項目

指定管理者制度導入に係る基本指針に定める評価基準に基づき審査を行います。

- ① 住民の平等利用を確保する運営
 - ア 団体運営の透明性・公正性
 - イ 利用者への対応、接遇
- ② 施設効用の最大限の発揮と管理経費の縮減
 - ア 効率的効果的な運営への取り組み
- ③ 管理を安定して行う物的・人的能力
 - ア 団体の理念・姿勢
 - イ 受託への意欲・熱意
 - ウ 団体の安定性・継続性
 - エ 施設管理の安全性への配慮
 - オ 職員体制と職員の育成

10 その他

(1) 指定管理者の取り消し等

指定管理者の優先交渉権者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。

(2) 問い合わせ・提出先

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市役所 市民生活課 市民協働係(市役所2階)
電話番号:026-273-1111(内線 2233)／FAX:026-273-1924
E-mail:s-kyoudou@city.chikuma.lg.jp